

地域まちづくり推進協議会検討委員会設置要領

(設置)

第1条 本委員会は、奈良市自治連合会の附属機関とする。

(目的)

第2条 本委員会は、地域まちづくり推進協議会の設立にむけて必要な調査検討を行い、その結果を奈良市自治連合会に報告することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、地域まちづくり推進協議会とは、地縁組織やボランティア団体、NPOなどの地域内の諸団体によって構成され、その連携を強化し、地域住民が地域課題に対する解決策や地域ビジョンを自ら企画立案し、地域づくりを実践する地域自治組織のことをいう。

(組織)

第4条 本委員会は、奈良市自治連合会会員の内、役員会及び定例会で選任された者を以て組織する。

(役員)

第5条 本委員会に、次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、本委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員の内より委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 本委員会の会議は、委員長が招集し、その座長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、本委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年7月24日から施行する。